

施設職員のみなさまへ

旧優生保護法による優生手術等を受けた方はいませんか？

優生保護法は、1948(昭和23)年から1996(平成8)年まで存在した法律です。この法律では、優秀な人類を後世に遺そうという「優生思想」にもとづき、不良な子孫の出生を防止することを目的として、病気や障害などのある方に対して優生手術(こどもができなくなる手術)が実施できることを定めていました。

令和6年7月3日の最高裁判決により、旧優生保護法上の規定は憲法違反であること、この立法行為は国家賠償法上違法であるという判決がされました。

この判決をふまえ、国は、旧優生保護法により被害を受けた方々のために、補償金を支給することとしました。

対象者と思われる方がいるときは、相談窓口へご相談ください

施設に入所するとき
優生手術をするように
言われた…

病気が遺伝する
という理由で手術を
受けさせられた…



出産と同時に
不妊手術をされた…

本人に知らされないまま
手術をされたケースもあります。

このようなお話を聞いたことはありませんか？

ご家族や職場の方のお話、生育歴の記録など、職員の皆様がお気づきになったことがきっかけで、補償金の請求につながった事例もあります。

一人でも多くの対象者に情報を届けられるようご協力ください。

※補償金の詳細は裏面をご覧ください。

こんなときでも
ご相談を！

優生手術をした方を
知っているけど
亡くなってしまった…

令和7年1月から、**ご遺族の方も**補償金の
請求ができるようになりました！

書類作成が大変そうで
請求は難しいかも…

弁護士による請求サポートを無料で
受けられます！

埼玉県 旧優生保護法補償金等受付・相談窓口

県HPIはこちら

月曜日から金曜日 9:00~17:00 (土日祝日、年末年始除く)

☎ 048-831-2777(直通) FAX 048-830-4804

✉ a3570-12@pref.saitama.lg.jp

来庁されてのご相談も可能です。電話やメール等でご予約ください。



補償金の支給

【請求期限】令和12年1月16日

対象：旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人及びその配偶者
(本人が亡くなっている場合はその遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、ひ孫または甥姪))

支給額：本人 1500万円 配偶者 500万円

優生手術等一時金の支給

対象：旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人で生存している方

支給額：320万円

人工妊娠中絶一時金の支給

対象：旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた本人で生存している方

支給額：200万円

もっと詳しく
知りたいときは!

周知協力員が制度をわかりやすく説明します!

周知協力員とは?

埼玉県は、障害者団体等から推薦いただいた方を「周知協力員」に認定しています。

周知協力員は、優生手術を受けた方やその可能性がある方、ご家族、施設職員等の関係者が集まる場で、旧優生保護法補償金等支給法についての講習を行います。

講習の内容(例)

優生保護法の概要、優生手術について、
埼玉県の状況、旧優生保護法補償金等支給法
の概要、相談窓口について等

時間

講習の開催時間は15分程度です

講習開催の条件

- ・ 5人以上の集会であること
- ・ 優生手術等を受けた可能性のある方、
関係する施設職員、家族等が集まる場であること

※営利、政治及び宗教活動並びにこれらと誤解を招く活動を行うことはできません。

施設職員の研修会、
団体の総会など



コバトン&さいたまっち

申込方法

埼玉県健康長寿課にご連絡ください(電話:048-830-3561)

※普段関わりのある障害者団体に周知協力員が在籍しているときは、周知協力員に直接ご確認ください。

埼玉県 旧優生保護法補償金等受付・相談窓口

保健医療部 健康長寿課 母子保健担当